

## （目的）

第1条 この要綱は、茅ヶ崎市立病院（以下「当院」という。）が、地域の医療機関との連携、相互に医学の研鑽を行い生涯教育の促進を図り、地域医療機関との機能分担を進めていくことにより、地域住民に包括的で一貫性のある医療を提供し、地域医療の充実及び発展を図ることを目的とし、当院における登録医制度について定めるものとする。

## （登録医）

第2条 登録医は、医師会・歯科医師会の会員で事前に市長に申請し承認を得た医師をいう。  
ただし医師会・歯科医師会の会員以外の医師で特に茅ヶ崎市病院事業管理者が認めた場合、医師会・歯科医師会の会員と同様の手続きにより登録医となることができる。

## （登録）

第3条 登録医の登録については次の通りとする。

- (1) 当院の登録医になることを希望する医療機関の管理者は、茅ヶ崎市立病院登録医療機関申請書（様式1）により病院事業管理者に登録申請を行う。
- (2) 茅ヶ崎市病院事業管理者は、前項の規程による申請があったときは、申請内容を確認し、適当と認められた場合、登録医として承認し、申請医療機関に登録医証（様式2）を発行する。

## （登録内容の変更）

第4条 登録内容に変更が生じた場合は、登録医変更届（様式3）を病院事業管理者あて提出する。

## （登録内容の辞退）

第5条 登録医を辞退するときは、登録医辞退届（様式4）を病院事業管理者あて提出するとともに、登録医証を返却する。

## （登録の期間）

第6条 登録医の登録有効期間は認定日の属する年度の3月31日までとし、期間満了の1ヶ月前までに登録内容の変更、辞退の届出がない場合、有効期間を1年延長するものとする。

## （登録の取り消し）

第7条 病院事業管理者は登録医の申請内容に虚偽がある場合や医療機関が閉院と認められた場合は、登録を取り消すことができる。

## （登録医の身分及び責務）

第8条 病院における登録医は、病院組織に属さない。

- 2 登録医は、病院内において指導又は立会いを行うときは、名札を着しなければならない。
- 3 登録医は、病院内における症例検討会、学術的会合に積極的に出席するよう努める。

4 登録医は、当院で知り得た患者及び家族などに関する個人情報について、守秘義務を負うものとする。

(優先病床)

第9条 優先病床は、前条における登録医が病院に届け出を行い、入院を優先させた患者に対する病院内の病床をいい、優先病床数は5床とする。

(登録医の活動範囲)

第10条 登録医は、各々の実施要綱に定める次の活動を行うことができる。

- (1) 優先病床に入院した紹介患者の病院担当医との共同診察
- (2) 当院の設備・機器等の共同利用
- (3) 紹介患者の診療情報の閲覧
- (4) 臨床検討会、研修会等への参加
- (5) 図書室、その他院内施設の利用
- (6) 登録医専用回線・循環器ホットラインの利用

(補則)

第11条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は病院事業管理者が別に定める。

附則

この要領は、平成15年4月1日から実施する。

この要綱は、平成24年4月1日に一部修正する。

この要綱は、令和2年5月1日に一部修正する。

この要綱は、令和5年〇月〇日に一部修正する。